別表第三（第二条の二関係）

本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域（中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条（外国とみなす地域）に定める地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。）に限る。）	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。）	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。）	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県（日本海に面する地域に限る。）	
東経百十七度及び東経百三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。）	大阪府、兵庫県（瀬戸内海に面する地域に限る。）及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十一度三十分の線で囲まれた地域を除く。）	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯二十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。）	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。）	

東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域

沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町

附　則

この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十五条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五第二号試験科目の免除を受けることができる者の欄中

「別表第四中ガス溶接作業主任者免許の項第一号ロからヘまでに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した

を

「別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号ロからヘまでに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。）

二　その他厚生労働大臣が定める者」

に改め、同表第三号試験科目の免除を受けることができる者の欄中

「学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者

を

「一　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者

二　その他厚生労働大臣が定める者」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

○経済産業省令第五十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令三百四十号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十一条第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男